

(財) 紫雲会 横浜市中区生活支援センター
平成 25 年度 事業計画書

I. 運営方針

25 年度は、新法の導入に伴う相談支援の強化や 3 障害の精神障害に於ける関係性の構築等、生活支援センターの責務や業務が今までより更にアップされていくと考えています。中区生活支援センターは、本年度がほぼスタートの年度になることもあり、横浜市の中心地である中区という地域の特性を鑑みながら精神障害者に対する地域の施設として当支援センターが中心となるような運営を目指します。

その為には、当センターの障害当事者やその家族、また地域への周知及び職員の資質、知識等の向上を図ること、また、地域の関係機関や行政、医療機関、更には地域全体とのネットワークを構築する為の関係作りの強化を図っていきたいと考えています。

事業運営に関しては、従来の地域活動支援センター事業、指定相談支援事業、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業の 4 本を柱に展開します。また、それらの事業が相互に連携しながら横浜市全体の障害者を見据えた支援体制の構築を目指します。更には 3 障害一体化施設『みはらしポンテ』として同館合築施設である「地域活動ホーム」との連携による他障害への支援に関しても両施設間で協議を図りつつ進めていきます。

II. 生活支援センター概要

1. 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休 館 日 毎月第 4 火曜日（休館日が祝日の場合は、その翌日）

2. 職 員 配 置

生活支援センター事業

○センター長 1 名

○指 導 員 10 名（常勤 5 名、非常勤 4 名、アルバイト職員 1 名）

各事業にそれぞれ適切に配置

- ・地域活動支援センター事業
- ・指定相談支援事業（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
- ・精神障害者地域移行・地域定着支援事業
- ・自立生活アシスタント事業

○そ の 他 嘱託医、調理アルバイト

3. 業 務 分 担

業務分担は、個々の職員の適性や経験を考慮し、適切に配置します。

4. 年間行事計画（自主事業）

中区の特性を鑑みながら、利用者の生活に役立つプログラムを企画・実施します。

Ⅲ. 地域活動支援センター事業・指定相談支援事業

1. 相談支援

- ・気軽に相談が出来る雰囲気や環境を作り、1次相談支援事業者としての自覚と資質の向上を心掛けます。また、相談者の人権擁護と個人情報の保護については常に意識をします。
- ・相談者の人権を尊重し、相談内容に拘わらず個々のニーズに沿った相談支援を実施します。
- ・相談支援は、単に福祉制度を利用するというのではなく、疾病や障害によって生活することに困難を感じている方への支援と捉え、包括的かつ継続的な相談支援を展開します。
- ・センター内での解決が困難な場合の他機関との連携、また、地域での支援体制に必要な資源の創設などについて、地域への提案や働きかけを行います。
- ・インテーク（初回面接）は特に重要視し、今後の相談支援に有意に繋がるよう、また初回の利用者がセンター内で孤立しない様な配慮をします。
- ・嘱託医相談を活用し、医療や服薬等の相談から生活全般を総合的に繋がる支援を実施します。
- ・『指定特定相談支援事業者』及び『指定一般相談支援事業』に対する個別支援の在り方に示されている『サービス等利用計画』及び『個別支援計画』の関係を十分に検証し、相談支援を計画的に実施します。
- ・他障害機関や行政、地域他施設との連携による「個別出張相談」の実施を検討します。

2. 日常生活の支援

①フリースペースの活用（コミュニケーション支援）

「気軽にくつろげる場所」「同じ障害をもった人達とのコミュニケーションの場」として提供し、初めての利用者や女性利用者、精神障害以外の障害の方でも利用し易い環境と雰囲気を作ります。

②静養室の活用

静養室を利用することの理由や意味を職員が把握・理解し、病状・心理的或いは身体的、または自宅での睡眠の状態等との関係性を考慮しながらの活用を意識します。

③各種サービス提供

●夕食サービス

- ・季節を感じる事が出来るようなメニューや低価で栄養バランスを考慮した食事の提供
- ・単に食事提供だけではなく、必要とされる潜在的ニーズの掘り起こしを意識します。

●入浴・洗濯サービス

入浴・洗濯のニーズは多いと予想されることから、衛生面には特に注意を払い、次の利用者の為の心遣いを持って貰う事が出来るよう、使用後の簡単な清掃を利用者自身で行うことを奨励することにより清潔に対する意識と日常生活に役立つサービスとして提供します。

●インターネットサービス

一番手軽な情報収集の手段として、利用者専用のインターネットコーナーを設けます。また、PC操作や検索方法が苦手な利用者に対してのフォローも行います。

●昼食サービス（プログラム）

日中のみの利用者や通所先等が休日の昼食がない日、また未登録や調理の手伝いを希望している利用者を対象にプログラムとして定期的に昼食会をプログラムとして実施します。

④情報提供

移りゆく法律や制度等及び様々な社会資源に関する情報をいち早く入手し、種々の手段を用いて利用者等へ提供します。

（ホームページ・センター発行誌・館内掲示・チラシ等の配布）

3. 訪問・同行

- ・地域の特性を鑑み、個々の生活状況を検証した計画的・定期的な訪問を実施します。
- ・訪問によって、利用者が引きこもりや社会復帰の妨げにならない様留意し、支援センター等の社会資源に繋ぐことが出来る支援を行います。
- ・不穏時や安否確認等の緊急訪問や他関係機関、区福祉保健センターとの協働による訪問の実施も検討します
- ・利用者単独では困難な区役所の手続きや医療機関への通院等、必要に応じて同行します。
- ・将来目標として「医療と福祉の協働によるアウトリーチ」の推進を目指す為の基盤を作ります。

4. 地域連携・地域交流

①地域連携

- ・地域活動支援センター（地域作業所）との連携
作業所通所者が支援センターを利用することは多いと考えられ、作業所との連携による支援や中区全体の関係機関で協働したプログラム・イベントを実施します。
- ・区福祉保健センターとの連携
定期的な話し合いの場を設け、業務役割分担や共催事業について協議します。
中区で実施している「いのち たいせつ（自殺予防）支援事業」のフロントライン（電話相談）機能を協働し、自殺予防対策に取り組みます。また、生活教室との共催によるイベント等を企画・実施します。
- ・他障害機関との連携
地域活動ホームとの連携による「3障害」を意識した支援体制及び協働イベントの開催等を検討します。また、万一の災害に備えた全館合同の防災訓練を実施します。
- ・地域との連携
地域ケアプラザや地区センター等と協働し、支援センターに来所し難い地域の方や家族の方等の相談に応じる為の地域に出向いた「個別出張相談」の実施を検討します。
地域のボランティアグループとの連携にも力を入れます。
自立支援協議会と地域との包括的な連携をします。
- ・家族会との有意な連携を行います。

②地域交流

- ・支援センターのプログラムやイベント等を地域全体に周知することで参加を促し、地域交流を図ります。
- ・自治会等の催事や防災訓練、また地域のお祭りなどに積極的に参画し、交流を図ると共に障害に対する普及・啓発活動に繋がります。

5. 家族支援

☆家族支援は、本人と同様に家族に対しても支援をします。

- ①家族の『負担軽減』の為の支援をします。
- ②家族の『支援力』を応援します。
- ③中区家族会『みなと会』と連携をしながら、様々な側面から支援します。
- ④家族を対象にした学習会『家族教室』や『家族相談会』などの実施を検討します。
- ⑤家族のレスパイト目的の施設利用者レスパイトに関する情報提供を行います。

6. 普及・啓発活動

☆普及・啓発活動は、精神障害に対する偏見や差別の払拭を目指し、種々の関係機関と連携を図りながら段階的に、計画的に実施します。

- ①他障害・地域の支援者（ケアマネ、民生委員等）を対象とした講座等
- ②医療機関への退院に向けた啓発と退院後の医療との繋がり等の啓発
- ③地域一般に対して（町内会、自治体、一般住民）講座や『出張相談』による継続的啓発
- ④教育機関（小・中学校教員及び生徒）に対する普及・啓発活動
- ⑤その他、必要に応じて支援センター内外での障害に対する普及・啓発活動を実施します。

7. 自主事業

☆自主事業は、季節に合わせた中区の地域性を取り入れたイベント、プログラムを実施します。

利用者同士の交流や協働、達成感を体験することが出来る様な企画を実施します。

就労に関する講座や生活に役立つ講座・教室の実施により、自信と活動力の習得に繋がる様な自主事業を企画、開催します。

①年中行事（案）

季節	イベント（案）	内 容
春	お花見	季節を感じて花を見ながら軽食
	春のバスハイク	生活教室、他関係機関等合同企画、観光や社会見学
夏	納涼会	区内全関係機関合同で交流を兼ねて実施
秋	地域のお祭り	地域のお祭りなどへ支援センターとして参画
	秋祭り	3 障害施設・地域活動ホーム合同で秋祭りの開催
	秋のバスハイク	自然の中でバーベキュー（生活教室と合同企画）
冬	クリスマス会	区内全関係機関合同によるクリスマス会
	初詣・カルタ大会	元旦に正月の気分を味わう目的で実施（近隣の神社等）
他	中区の地域イベントなどに支援センターとして参加	

②定例プログラム（案）

プログラム（案）	内 容
昼食会	月 1～2 回、昼食を提供し、歓談しながら交流を図る
調理・食事	参加者が主体となり、調理練習を兼ねて昼食会
スポーツ	健康維持と楽しみの為の誰でもできる簡単な「軽スポーツ」
自主制作	ボランティアや地域の方々との交流を目的にビーズ作り等の簡単な制作
メンバーミーティング	支援センターをより利用しやすくする為の利用者主体の話し合い
茶話会・女子会	利用者が主体で、楽しみながら利用者同士の交流を図る為の会合
パソコン教室	パソコン教室・インターネット講習など
各種サークル	音楽・趣味・スポーツ等の自主サークル活動への支援

※他、地域活動ホームと共催プログラムや必要に応じて実施します

IV. 地域移行・地域定着支援事業

☆本事業は、様々な理由により社会的入院を余儀なくされている方々の「地域生活の実現」に向けて、地域移行のための支援のみならず、その後の地域定着への視点にも十分重きを置きながら取り組んでいきます。また、既存の実施センターとの連携を図りながら実施します。

- ①対象者の思いに寄り添った「きめ細やかな個別支援」
- ②ケアマネジメントの手法に則ったケア会議を開催しケアプランを作成し、そのケアプランに沿った支援の実施
- ③本事業から指定一般相談支援事業（地域移行）への連動
- ④精神科医療機関や地域との有機的な連携に繋がる「院内普及啓発活動」及び「地域に向けた普及啓発活動」の実施（Ex.「地域の社会資源の紹介」「地域生活をしている当事者の体験談」等）
- ⑤地域とのネットワークを築く為に支援センターが中核を担う
- ⑥退院後の地域生活を安定する為に自立生活アシスタント事業及び指定一般相談支援事業（地域定着）との連動

V. 自立生活アシスタント事業

単身や家族からの支援が受けられない方が、精神障害を抱えていても安心して地域生活を継続することが出来る様、「訪問や同行」による個別支援を中心に、「24時間の連絡体制」をしっかりと確保した中で、対象者の社会適応能力や生活力を高めるためのきめ細やかな支援を実施します。

「簡易宿泊所やワンルームマンションが多く、一人暮らしの精神障害者が多い」という中区の特徴から、自立生活アシスタント事業への区内の期待感やニーズはかなり大きいと思われれます。住み慣れた中区という地域で、なるべく入院に頼らない地域生活の継続を念頭に、それぞれの状況に合わせた生活上の課題や不安を解決出来る力を付けることを目的とした支援を実施します。

☆具体的支援内容

①訪問や同行による支援

区福祉保健センターやその他の関係機関と協働し、本人の生活状況を見極めた中でニーズを吸い上げ、地域生活上の課題の解決に向けて個別支援計画を作成し、定期訪問や面接、同行支援を実施します。中区においては個別生活状況が多岐に渡ると考えられ、バラエティーに富んだ地域性や生活環境に対応すべく柔軟に支援を実施します。

②コミュニケーション支援

障害特性から、対人関係の調整や、通所先との連絡調整等必要な場合、本人のコミュニケーションスキルの向上に繋がる事を目的として支援を実施します。

③24時間の支援体制

自立生活アシスタント事業専用の携帯電話を主任アシスタントが携帯し、24時間の連絡体制を確保します。緊急時の相談や必要に応じて速やかに駆けつける事等、常時の対応を実施します。

※夜間・休日の支援体制については下記のとおり

【夜間・休日の緊急時連絡体制】

- ①中区生活支援センター開館時間帯については支援センターにて対応します。
- ②夜間等支援センター閉館後については、法人である「紫雲会横浜病院夜間当直電話」にて対応します。
受けた電話の相談内容によって、夜間当直職員の判断で、必要に応じて自立アシスタント専用の携帯電話に連絡をいれることや、紫雲会横浜病院の夜間救急対応と同様の対応をすることとします。
- ③状況により必要と判断した場合には、対象者に直接アシスタント専用携帯番号を伝えます。

VI. その他の関連事項

1. 保守管理・衛生管理

●保守管理

- ①日勤の職員による出・退勤時に館内外の点検
- ②閉館時の自主点検として『閉館・夜間巡回マニュアル』を基に担当職員による点検
- ③月に1回、管理者による『自主点検』を行い、自主点検記録簿にて管理
- ④年1回、指定管理者施設が実施する横浜市建築局保全推進課からの『公共建築簡易点検』の実施
- ⑤『建築法第12条点検』を地域活動ホームと合同実施
- ⑥地域活動ホームとの協定により委託業者による保守点検の実施

●衛生管理

- ①専門業者による定期清掃は年数回、その他必要に応じて区内地域活動センターに清掃を委託
- ②職員全員が衛生管理の意識を徹底し、日常清掃の他に月1回の食器類や調理器具の漂白、消毒等

2. 安全管理・危機管理

●事故防止体制・緊急時（防犯・防災等）対策

利用者や職員の事故を未然に防ぎ、万一の場合の対応や再発防止の為に『意識』を常に持ち、その為の必要な研修や講習会を実施します。

- ①生活支援センター内外での安全管理、事故防止、ヒヤリハット等の研修
- ②「安全管理・緊急対策マニュアル」の基づき、利用者及び職員の安全管理を徹底
- ③万一事故の場合には、迅速に対応し、事後検討を行い再発防止に努めます。
- ④年数回を地域活動ホームと合同で防災訓練の実施及び防災研修を実施します。
- ⑤中区役所と特別災害避難場所に協力する協定を結び（予定）災害時の対応に努めます。
- ⑥安全管理・危機管理に関する各種マニュアルを整備し、全職員が把握と遵守に努めます。

3. 個人情報保護・情報公開

●利用者やその家族の個人情報については、細心の注意と漏洩防止に努めます。

- ①厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の遵守
- ②書類等の紙媒体のデータについては、鍵のかかる書庫等に保管外部持出は厳禁とします。
- ③PCによるデータについては、パスワード管理等のセキュリティ対策を講じ、離れる場合は外部メモリー媒体に保存し、鍵の掛る場所へ保管します。

●利用者からの情報開示は、特別な場合を除き原則公開します。

4. 苦情解決に関する取り扱い

●苦情相談について苦情解決窓口及び苦情解決責任者の所在を利用者への周知のために掲示し、苦情があった場合は、速やかに検討し、所定の書面をもって対応します。

●様々な手段によって、利用者からの声を聞き、支援センターの改善に努めます。

- ①利用者アンケート
- ③意見箱の設置
- ④メンバーミーティング

5. 職員資質の向上・人材育成

職員は常に知識・資質の向上を目指すため、外部の研修や講習会等に積極的に参加をし、研修内容については、報告書や職員内研修等で、他の職員に周知を行います。また、日常では職員ミーティングや職員全体会議等を通して常に研鑽に努めます。

平成25年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市 中区生活支援センター

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	61,230	45,545	6,380	9,305	
合 計	61,230	45,545	6,380	9,305	

【支出】

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	51,009	36,794	5,560	8,655	
所長	6,330	6,330			
常勤職員	24,954	13,700	4,116	7,138	6名
非常勤職員	8,161	5,460	1,350	1,351	3名
アルバイト	1,943	1,943			常勤換算1名
調理アルバイト	1,667	1,667			1日2名換算
嘱託医賃金	968	968			2名
法定福利費	6,061	6,061			法定福利費・労働保険料等
退職給与引当金	100	100			
福利厚生費	725	493	88	144	共済掛金
労務厚生費	100	72	6	22	職員健康診断
施設管理費	5,741	5,741			
光熱水費	2,800	2,800			電気・ガス・水道
庁舎管理	2,821	2,821			地活ホームとの按分
修繕積立金	200	200			
利用者負担金充当分	△ 80	△ 80			入浴・洗濯・インターネット分
運営費	4,480	3,010	820	650	
旅 費	830	500	250	80	職員出張旅費
消耗品費	440	440			事務用品・日用品等
印刷製本費	260	120	70	70	印刷・コピー代
修繕費	50	50			小修理
通信運搬費	640	340	150	150	電話料金・切手・振込手数料等
賃借料	980	580	200	200	車両・コピー機リース料
備品等購入費	400	200	100	100	器具什器
保険料	20	20			施設賠償保険料
雑費	860	760	50	50	教養娯楽費・研修費・各種会費等
本部繰入金					
合 計	61,230	45,545	6,380	9,305	